

熊本県公報

第 1 1 5 6 6 号
平成 19 年 6 月 25 日 (月)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

訓 令	
○熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令	(人 事 課) 1
○熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令	(") 1
告 示	
○熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定	(交通・くらし安全課) 2
○家畜伝染病(ヨーネ病)の発生	(畜産課) 2
○県税(自動車税)収納事務の委託	(税務課) 2
○指定居宅サービス事業所の指定(訪問リハビリテーション)	(高齢者支援総室) 3
○指定介護予防サービス事業所の指定(介護予防訪問リハビリテーション)	(") 3
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 4
○保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知のあて所不分明に係る当該通知の掲示	(森林保全課) 4
○ " "	(") 5
○ " "	(") 5
登 載 依 頼	
○熊本県男女共同参画審議会の開催	(男女共同参画・パートナーシップ推進課) 5

訓 令

熊本県訓令第 33 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令
熊本県庁処務規程(昭和 36 年熊本県訓令第 29 号)の一部を次のように改正する。
別表第 2 の 1 支出負担行為以外の共通専決事項の部(局)長専決事項の欄中第 19 号を削り、同表同部同欄中第 20 号を第 19 号とし、第 21 号から第 29 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 3 商工観光労働部商工政策課の項第 6 項部(局)長専決事項の欄中「(熊本市所在の商工会議所に係る許可に限る。）」、「(熊本市所在の商工会議所に係る許可に限る。）」及び「(熊本市所在の商工会議所に係る徴収及び検査に限る。）」を削り、同表同部同課の項第 7 項部(局)長専決事項の欄中「(熊本市所在の商工会に係る承認に限る。）」、「(熊本市所在の商工会に係る許可に限る。）」及び「(熊本市所在の商工会に係る徴収及び立入検査に限る。）」を削る。

附 則
この訓令は、平成 19 年 6 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

熊本県訓令第 34 号

本庁各部(局)課(総室・室・センター)
各 地 方 出 先 機 関

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令
熊本県地域振興局処務規程(平成 12 年熊本県訓令第 37 号)の一部を次のように改正する。
第 7 条第 1 項総務部総務振興課に属する事項の項中第 3 号及び第 4 号を削る。

附 則
この訓令は、平成 19 年 6 月 25 日から施行し、平成 19 年 4 月 1 日から適用する。

告 示

熊本県告示第 577 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 46 年熊本県条例第 30 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として、平成 19 年 6 月 15 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定 映画	不倫同窓会 しざかり熟女（オーピー） 奴隷調教 監禁 SM 御曹司（新日本） 妹のおっばい ぷるり揉みまくり（オーピー） 藤小雪の逆泡踊り天国（新日本） 美人秘書 密通テレホン SEX（新日本） 団地妻 尻奴隷（日活） 発情家族 母と娘の性（新東宝） 痴熟女 G スポットの匂い（新日本） 義父と嫁 乳しぼり（新東宝） 人妻アナ露出 秘められた欲求（オーピー） 握りたがる人妻たち（日活） 発情車内 さわったらノーパン（新東宝） 母娘㊦レシピ 抜かず喰い（オーピー） 火遊び女房 乱婚のすすめ（新日本） 未亡人下宿 和服でハメ狂い（新東宝） 欲望の尼寺 煩惱みだれ観音（オーピー） 色情下宿妻 締め具合（新日本） 見てはいけない 母の痴態（新東宝）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 578 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病に係る届出があったので、同条第 4 項の規定により公示する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

病 名	区分	発 生 年 月 日	発 生 場 所	発生頭数	適 用
ヨーネ病	患畜	平成 19 年 6 月 8 日	菊池市	1 戸 1 頭	乳用牛

熊本県告示第 579 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり熊本県税条例（昭和 29 年熊本県条例第 28 号）に基づく自動車税（普通徴収に係るものに限る。）に係る徴収金の収納の事務を委託することとしたので、告示する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

委託した相手方の名称及び所在地	委託内容	委託期間
株式会社エヌ・ティ・ティ・データ 東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号	収納事務の取りまとめ	平成 19 年 7 月 1 日から 平成 20 年 6 月 30 日まで
株式会社イーエム・ピーエム・ジャパン 東京都港区六本木一丁目 8 番 7 号	直営店舗又は加盟店舗における収納事務	同上
国分グローサーズチェーン株式会社	同上	同上

東京都中央区日本橋一丁目 1 番 1 号		
株式会社ココストア 愛知県名古屋市中区栄一丁目 7 番 34 号	同上	同上
株式会社サークル K サンクス 愛知県稲沢市天池五反田町 1 番地	同上	同上
株式会社スリーエフ 神奈川県横浜市中区日本大通 17 番地	同上	同上
株式会社セーブオン 群馬県前橋市亀里町 900	同上	同上
株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町 8 番地 8	同上	同上
株式会社デイリーヤマザキ 東京都千代田区岩本町三丁目 10 番 1 号	同上	同上
株式会社ファミリーマート 東京都豊島区東池袋四丁目 26 番 10 号	同上	同上
株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地 665 番 1 号	同上	同上
ミニストップ株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目 1 番地	同上	同上
株式会社ローソン 東京都品川区大崎一丁目 11 番 2 号	同上	同上

熊本県告示第 580 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
老人保健施設シルバーエイト 訪問リハビリテーション 球磨郡多良木町大字多良木 4210 番地	球磨郡公立多良木病院組合	平成 19 年 6 月 15 日

熊本県告示第 581 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防訪問リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
老人保健施設シルバーエイト 訪問リハビリテーション 球磨郡多良木町大字多良木 4210 番地	球磨郡公立多良木病院組合	平成 19 年 6 月 15 日

公 告

熊本県公告第 563 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグストアモリ荒尾店
荒尾市緑ヶ丘一丁目 4160-2 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社坂口建設産業 代表取締役 坂口壱義
福岡県大牟田市大字橘 921 番地 4
 - (2) 小売業を行う者
ナチュラル株式会社 代表取締役 森信
福岡県朝倉市一ツ木 1148 番地の 1
- 3 大規模小売店舗を新設する日
平成 20 年 2 月 15 日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,407 平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
107 台
 - (2) 駐輪場の収容台数
41 台
 - (3) 荷さばき施設の面積
53 平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
7 立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
開店時刻 午前 9 時 閉店時刻 午後 11 時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 8 時 30 分から午後 11 時 30 分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
1 か所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後 10 時まで
- 7 届出年月日
平成 19 年 6 月 14 日
- 8 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課
平成 19 年 6 月 25 日から平成 19 年 10 月 25 日まで

熊本県公告第 564 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を八代市役所に掲示する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不分明な者の氏名
高嶋 克己、許田 重宗、山本 淳丸、續 かず子、増永 美千代、乙葉 英二、乙葉 純一、日隈 雄太郎、中畠 秀幸、中畠 秀則、仲畠 秀明、吉田 勝、森崎 俊己、高原 金平、岩村 義盛、高原 清人、緒方 次太郎、白石 義視、岩本 文雄、白石 伝七、高原 清人、吉田 義己、森山 時男、田上 松喜、田上 トイ、山田 覚、黒木 元之十、岩田 逸雄、左座 ミツエ、黒木 万次郎、平井 嗣太、中村 キクエ、松岡 義廣、緒方 彌四郎、松本 美、木村 義史、鶴崎 泰輝、藤田 ムツ、満尾 舜子、小出 敬一、井上 幾恵、岩本 エミ子、伊藤 伸太郎
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 5 月 25

日付け熊本県告示第 475 号による。

熊本県公告第 565 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を菊池市役所に掲示する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不明な者の氏名又は商号
横瀬 文世、岡田 キヌ子、柿本 浩一、柿本 隆之、丸山 ミドリ、丸山 政次郎、久保 勝秀、熊手 満生、五嶋 鉄真、高木 祐介、黒岩 宗治、砂山 明子、坂口 篤、坂本 節子、作永 清、寺島 智信、柴田 堅一郎、小松 幸雄、松本 恵子、上敷 領 勝己、新屋 雄三、水上 虎太、石原 十四郎、早田 英子、村上 栄一、大橋 渡、大山 聖也、大山 真也、大竹 輝雄、竹中 宏幸、中井 正子、中野 富美子、堤 祐二、田上 榮一、田中 陽子、渡辺 光子、藤丸 正弘、徳久 正美、梅崎 芳高、八尋 信夫、樋渡 和真、武富 敏夫、牧田 ヤス子、木谷 トシ子、野村 サカエ、野村 昭子、有吉 素彦、良永 睦子、濱崎 志登海、齋藤 孝明、丸八商事有限会社、第一通信株式会社
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 5 月 25 日付け熊本県告示第 473 号による。

熊本県公告第 566 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の 2 の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を大津町役場に掲示する。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 所在の不明な者の氏名
坂本 唯範、上田 喜八、坂本 チヤ、山辺 末信、吉良 カヨ、中村 征紀、吉良 福雄
- 2 通知の趣旨
 - (1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。
 - (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 19 年 5 月 25 日付け熊本県告示第 474 号による。

登載依頼

熊本県男女共同参画審議会公告第 18 号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成 19 年 6 月 25 日

熊本県男女共同参画審議会
会 長 高 木 絹 子

- 1 開催日時
平成 19 年 7 月 2 日（月）
午後 1 時 30 分から午後 3 時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県庁行政棟本館 5 階審議会室
- 3 議事
 - (1) 平成 19 年度男女共同参画関連事業について
 - (2) 「男女共同参画型の職場づくりのためのヒント」について
 - (3) DV 対策について
 - (4) その他
- 4 傍聴者の定員
10 人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付の上事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。

(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。

6 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号

熊本県男女共同参画審議会事務局（熊本県総務部男女共同参画・パートナーシップ推進課）

（電話 096-333-2287）